

静岡 e スポーツクラブ 規約

第 1 章 総則

(名称及び所在地)

第 1 条

本クラブは、「静岡 e スポーツクラブ」(以下「本クラブ」という)と称する。
本クラブは、焼津市地域クラブ活動の趣旨に則り運営する地域クラブである。
事務局は代表者が指定する所在地に置く。

(目的)

第 2 条

本クラブは、焼津市内在住または在学の中中学生を主な対象とし、e スポーツ活動および IT 教育活動を通じて、

1. 技術力および競技力の向上
2. 論理的思考力・判断力・協調性の育成
3. 情報リテラシーおよび IT スキルの向上
4. 青少年の健全育成
5. 地域社会との連携強化

を図ることを目的とする。

本クラブは、単なる娯楽活動ではなく、教育的価値を有する地域クラブ活動として運営する。

(事業)

第 3 条

本クラブは前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) e スポーツ競技活動
 - (2) IT スキル学習および検定対策
 - (3) 地域大会・交流大会への参加
 - (4) クラブ員相互の親睦活動
 - (5) 焼津市および学校との連携事業
 - (6) その他目的達成に必要な事業
-

第 2 章 クラブ員

(入会資格)

第 4 条

本クラブに入会できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 焼津市内に在住または在学する中学生
 - (2) 本クラブの目的に賛同し、本規約および諸規定を遵守する者
 - (3) 保護者の同意を得ている者
 - (4) 医師から活動禁止または制限の診断を受けていない者
- 代表が特に認めた場合はこの限りではない。
-

(会費)

第5条

本クラブは会費をもって運営する。

会費の額および納入方法は別途定める。

(入会および退会)

第6条

入会は、保護者の同意のもと所定の手続きを行い、会費を納入した時点で成立する。

退会は、保護者からの申し出により行う。

(会費の返還)

第7条

納入済みの会費は原則として返還しない。ただし、代表が特別な事情があると認めた場合はこの限りではない。

第3章 活動および遵守事項

(活動時間)

第8条

本クラブは、文部科学省および焼津市の地域クラブ活動ガイドラインに準拠し、活動時間および休養日を定める。

1. 週当たりの活動時間は原則 11 時間以内とする。
 2. 1 回の活動は 2 時間以内とする。
 3. 週 2 日以上休養日を確保する。
-

(健康および安全)

第9条

1. 長時間の連続プレイは禁止する。
2. 姿勢・視力等の健康配慮を行う。
3. 活動中の事故防止に努める。
4. 市の制度に基づく保険に加入する。

(オンライン活動および情報モラル)

第10条

1. 暴言・誹謗中傷を禁止する。
2. 個人情報の不適切な公開を禁止する。
3. 著作権を侵害する行為を禁止する。
4. 不正ツールの使用を禁止する。

違反行為があった場合は、指導・警告・活動停止等の措置を行う。

第4章 組織

(役員)

第11条

本クラブに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
 - (2) 副代表 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 指導者 若干名
-

(職務)

第12条

1. 代表は本クラブを代表し、会務を総理する。
 2. 副代表は代表を補佐し、必要に応じて代行する。
 3. 会計は会計事務を担当する。
 4. 指導者は教育的観点に基づき指導を行う。
-

(指導者登録)

第13条

指導者は焼津市地域クラブ活動の登録制度に基づき、必要な登録および研修を受ける。

(会議)

第14条

代表の招集により運営委員会を開催し、運営方針および重要事項を協議する。

第5章 個人情報の保護

(取得および利用)

第 15 条

本クラブは運営に必要な範囲で個人情報を取得する。

利用目的は次のとおりとする。

- 活動連絡
 - 会費管理
 - 保険加入
 - 緊急連絡
 - 行政への必要な報告
-

(管理および第三者提供)

第 16 条

1. 個人情報は適切に管理する。
 2. 本人の同意なく第三者へ提供しない。
 3. 法令に基づく場合はこの限りではない。
-

第 6 章 ハラスメント防止

(禁止行為)

第 17 条

暴言、差別的発言、威圧的指導、その他人格を傷つける行為を禁止する。

(対応)

第 18 条

問題が発生した場合は事実確認を行い、適切な措置を講じる。

第 7 章 改正

(規約改正)

第 19 条

本規約の改正は運営委員会の議決による。

重要な改正については、保護者への事前説明を行う。

付則

1. 本規約は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本クラブは焼津市地域クラブ活動の制度に準拠し運営する。
3. 本規約は、法令改正、行政方針の変更、またはクラブ運営上必要が生じた場合、運営委員会の決議により追加または変更することができる。